主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

論旨前段は、原判決がなした「本件契約は、敷地の賃借権を建物の譲渡及び引渡と同時に訴外Dに譲渡移転する趣旨である」旨の認定を非難するに帰し上告適法の理由と認め難い。また、所論後段は、原判決の民法六一二条二項の解釈、適用を攻撃するものであるが、原判決が、同条項の解釈として、「賃貸人の解除権の発生のためには、単に賃借権の譲渡があるにとどまらず、第三者をして現実に土地を使用収益せしめることを要する」旨判示したのは、当裁判所において正当であると認めるから、同論旨も採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	入	江	俊	郎